特別支援教育の充実について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課課長 山田 泰造

令和3年9月27日

本日の説明の流れ



- 1. 特別支援教育の現状について
- 2. 令和4年度概算要求について
- 3. 最近の動向について
 - ① 『障害のある子供の教育支援の手引』について
 - ② 医療的ケア児への支援について
 - ③ 学校教育法施行規則の一部改正について
 - ④ 特別支援学校設置基準について
 - ⑤ 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする 児童生徒に関する調査(仮称)の実施について
 - ⑥教員の専門性向上について
- 4. 参考情報

1. 特別支援教育の現状について

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	#+ DI ++ 142 775 1*	小·中学校等			
	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導		
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の 高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一 人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を 実施		
対象障害種と人数 (※令和2年度)	視覚障害 (約5,000人) 聴覚障害 (約7,900人) 知的障害 (約133,300人) 肢体不自由 (約30,900人) 病弱・身体虚弱 (約19,200人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計:約144,800人 (平成22年度の約 1.2倍)	知的障害 (約138,200人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱·身体虚弱 (約4,300人) 弱視 (約600人) 難聴 (約2,000人) 言語障害 (約1,500人) 自閉症·情緒障害 (約151,100人) 合計:約302,500人 (平成22年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱·身体虚弱 (約50人) (※令和元年度現在) 合計:約134,200人 (平成21年度の約2.5倍)		
幼児児童生徒数 (※令和2年度)	幼稚部:約 1,300人 小学部:約46,300人 中学部:約30,600人 高等部:約66,600人	義務教育段階の 小学校:約218,000人 中学校:約 84,400人 3.1%	小学校:約116,600人 中学校:約 16,800人 高等学校:約 800人 (※令和元年度現在)		
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1 学級 6 人 【高】 1 学級 8 人 ※重複障害の場合、1 学級 3 人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※ 平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置		
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の 状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障 害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1~8コマ以内 【高】年間7単位以内		
	それぞれの児童生徒について個別の教育支援計画(家屋を行うための計画)と個別の指導計画(一人一人の教育を行うための計画)と個別の指導計画(一人一人の教育				

[※]通常の学級における発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒: 6.5%程度の在籍率(平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。)

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H21→R1)



- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 〇 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.5倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

特別支援教育を受ける児童生徒数

(平成21年度)

(令和元年度)

1,074万人



973万人

25.1万人 **2.3%**



48.6万人

5.0%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱·身体虚弱

6.2万人 <u>**0.6%**</u>



7.5万人 **0.8%**

10 70

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由 身体虚弱 弱視 難聴 言語障害 自閉症·情緒障害

通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害 弱視 難聴 学習障害 注意欠陥多動性障害 肢体不自由 病弱·身体虚弱 1 3.5万人 **1.3%**

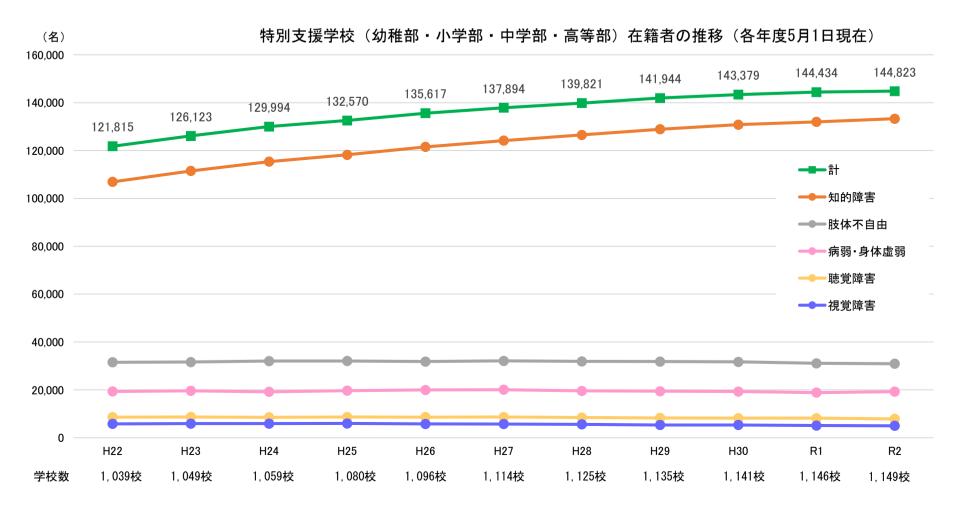
27.8万人 **2.9%**

13.3万人 5.4万人 <u>0.5%</u> 13.3万人 <u>1.4%</u>

※平成21年度は公立のみ

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移





【令和2年度の状況】

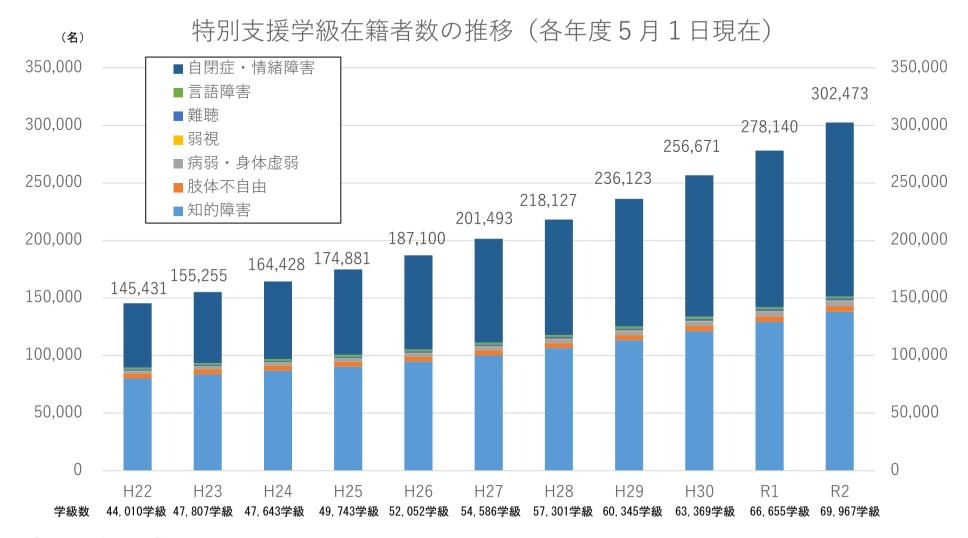
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱•身体虚弱	計
学 校 数	86	119	790	352	158	1,505
在籍者数	4,978	7,850	133,308	30,905	19,240	196,281
学級数	2,117	2,789	31,799	12,284	7,653	56,642

(出典)学校基本統計

※表の学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、グラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数の推移





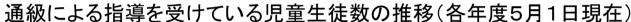
【令和2年度の状況】

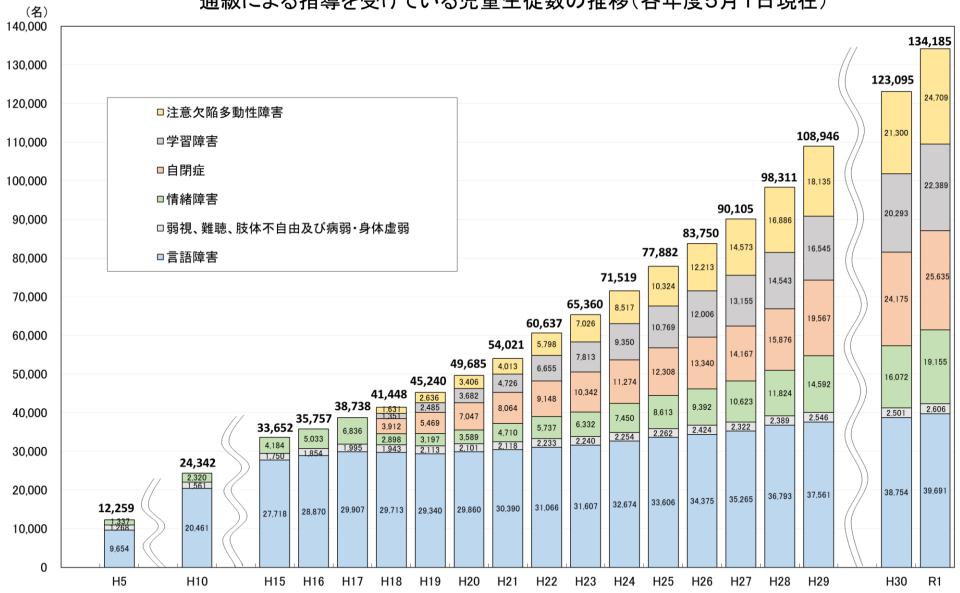
	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	30,212	3,192	2,708	561	1,332	715	31,227	69,947
在籍者数	138,232	4,685	4,312	643	1,965	1,495	151,141	302,473

(出典)学校基本統計

通級による指導を受けている児童生徒数の推移







[※]平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

[※]高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

高等学校における「通級による指導」の実施状況(令和元年度実績)

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,485人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,006人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒は1,479人であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「指導体制が取れなかったため」との回答が最も多く1,085人、次いで「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が337人、「その他」が57人であった。

		(3)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】①本人や保護者が希②指導体制が取れな かったため③その他※					
2,485人	1,006人	337人	1,085人	57人			

※「その他」:不登校、転校・退学、令和2年度から行う予定など

調査結果の詳細 (文科省HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/materi

al/mext 01302.html

3 文部科学省における支援等

- (1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置
 - 公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員254人(対前年度47人増)に必要な経費を措置。など
- (2)特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置 学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。
- (3)「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・公表初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」

【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。(小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化)

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」(H31.2~R2.3) における検討を踏まえ、<u>初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド</u>を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。 ③ https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html



第1章 通級指導を担当するに当たって

第2章 通級指導の1年間の流れ

第3章 実践例

第4章 知っておきたい基本事項・用語



通級による指導を担当する 教師のためのガイド

※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- ○専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- ○イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- ○16の実践例を紹介。
- ○動画資料(2例)を作成。→





(保護者面談の様子)

(子供の指導の様子)

2. 令和4年度概算要求について

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和4年度要求·要望額 (前年度予算額 49億円 35億円)



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置

2,754百万円 (2,068百万円) (拡充) 2,400人分 ⇒ 3,000人分 (+600人)

医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗

を含む)を支援

- ◆学校における医療的ケア実施体制充実事業 42百万円(42百万円)
- ①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究 地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施
- ②医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発 医療的ケア看護職員等の研修機会を確保し、専門性の向上を図るため、効果的な研修方法の在り方 等について調査研究を実施

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

- ◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 142百万円(71百万円)(拡充)
- ①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究 (新規) 文部科学省著作教科書 (特別支援学校用) のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を 開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施
- ②ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを 活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施
- ③ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発 職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の 在り方について研究を実施
- ④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の 研究を実施

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等 普及促進プロジェクト ______、_____、_____、

260百万円(240百万円)(拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

◆低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 (特別支援教育就学奨励費の内数)

1,194百万円 (653百万円) (拡充) (上限を12千円/年→15千円/年へ引き上げ)

低所得世帯(I区分:収入額が生活保護基準の1.5倍未満の世帯)へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援

特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 59百万円(70百万円)

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

284百万円(284百万円)

指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等 25百万円(16百万円)(拡充) 特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等 その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の趣旨徹底の取組等を実施



背景・課題

特別支援学校等の児童生徒は年々増加しており、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は 克服するため、適切な指導及び必要な支援の実施が必要。

また、「GIGAスクール構想」の実現による新たなICT環境の活用による「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現が求められている。

⇒ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等に対する指導の充実に資する取 組を実施し、その成果の普及を図る。

事業内容

調查研究

1. ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実(142百万円)

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導の在り方について研究を実施

- ①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究
- ②ICTを活用した効果的な指導の在り方の調査研究
- ③ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
- ④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究

2. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業(43百万円)

指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

3. 特別支援教育に関する実践研究充実事業(22百万円)

特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討の ための調査研究を実施

※各事業の実施にあたっては、有識者等による助言・支援を行うなど、より良い成果が得られるよう文科省としても実施団体 を支援する取組を行う。





課題の抽出

PDCA サイクルの構築

Ⅱ 特別支援教育の理解啓発促進

成果普及

1. 理解啓発(3百万円)

委託事業の成果の普及や制度の周知等のため 理解啓発に係る取組を実施

- ・特別支援教育先進事業普及フォーラム
- ・成果普及周知資料の作成・公表

2. 全国的な取組状況の把握(17百万円)

委託事業の成果の検証や今後の施策の検討に 資するため全国的な実態を把握する。

- 特別支援教育関係会議
- 実態把握調查
- 例)教育課程や指導内容の実態、研修の実施状況 等

特別支援教育先進事業普及フォーラム ・成果普及周知資料の作成・公表



- ・課題の抽出

アウトプット (活動目標)

- ・政策的に課題となっている事項につ いての知見や事例の獲得
- ・全国的な取組状況のデータの獲得 や優良事例の蓄積

アウトカム(成果目標)

- ・本事業の成果や蓄積された知見が全国的に普及されることで、特別支援学校を中核とした、全 ての学校における特別支援教育に係る取組の更なる充実及び継続的実施を実現する
- ・全ての学校における特別支援教育に係る取組が充実し、教員の特別支援教育に関する理解 が深まることにより、幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画・指導計画の作成率向 上につながる。その結果として、適切な指導及び支援が行われること

インパクト(国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もが その能力を発揮できる共生社 会の実現

障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

(ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実)

(前在度予算額

令和4年度要求·要望額



背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童 生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度: 令和3年度

事業内容

- 1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究 90百万円(新規)
- ○文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連する アプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在 り方について研究を実施する。
- 2. ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究
- ○障害による学習ト又は生活トの困難を改善・克服するための自立活動や通級によ る指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究する。
- 3. ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発 6百万円
- ○職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発 を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- 4. 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の 調查研究事業 18百万円
- ○高等学校段階における病気療養中等の生徒(※)に対する、ICTを活用した効 果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施する。
- ※ 長期入院又は入退院を繰り返す牛徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない牛徒等

委託先:教育委員会、大学、民間団

委託期間:2年間(1年目)

件数·単価:15箇所×6百万円



委託期間:2年間(2年目)

• 件数·単価:8筒所×3.1百万円

- 委託先:都道府県教育委員会
- 委託期間:2年間(2年目)
- · 件数·単価:2箇所×3百万円
- 委託先:教育委員会
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数·単価:5箇所×3.6百万円

アウトプット (活動目標)

ICTを活用した指導・支援 の手法・知見の獲得

アウトカム(成果目標)

- ・モデル事例の周知による他自治体の取組促進
- ・ICT活用の充実(デジタル教科書等の普及、ICT関 係の就職増、病気療養中の生徒に対する遠隔教育 の実施増)

インパクト(国民・社会への影響)

全ての児童生徒の学びが保障さ れ、障害の有無に関係なくその能 力を発揮できる共生社会の実現





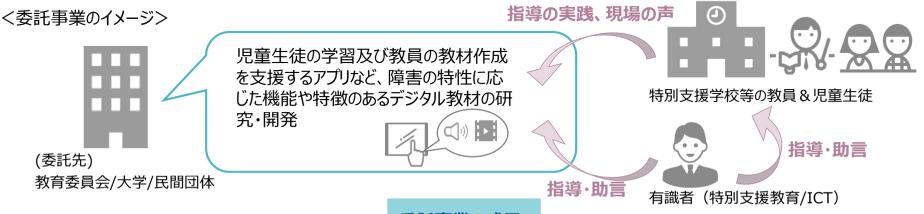


障害のある児童生徒に対するアプリを含めた教材の充実に向けた対応

文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究(文部科学省委託事業)

令和4年度要求·要望額 90百万円(新規)

文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。



委託事業の成果

(アプリ等のデジタル教材、具体的な活用事例)

特別支援教育に関する教材ポータルサイト機能の改善・拡充

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金 令和4年度要求・要望額 1,104百万円の内数)

障害種や教科等から教材・支援機器や実践事例を検索することが可能な 「特別支援教育教材ポータルサイト」について、現場の教員がより使いやすく 必要な情報を得やすくなるように民間のノウハウも活用し、改善を図る。

- ○ICT教材など時代に合わせた最新の教材・教具及びその 活用事例の充実を図るなど、掲載内容の見直し
- ○検索機能の強化



(特別支援教育教材ポータルサイト)



障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業)

令和4年度要求・要望額 0.4億円

(前年度予算額 0.5億円)



背書 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導については教員の専門性の向上が喫緊の課題となっている。学校組織の中で経験豊富な教員から若手教員へ知 識等を伝達していく環境、及び、市町村教育委員会における知見が、必ずしも十分ではないことも踏まえると、特に、指導経験が浅く、十分な知識や技術のない教員 に対する支援体制の構築が必要となっている。

経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

39百万円

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教員(通常の学級や通級による指導等の担当)の専門性向上に係る支援体制の 構築に関する研究

> 0 . .



(3)現状のニーズに対応した

教員養成課程における教授

教職課程コアカリキュラムに

支援を必要とする幼児、児

童及び生徒に対する理解」

のうち、特に発達障害に関し て、学校現場で求められて

いるニーズに対応した内容

位置づけられている「特別の

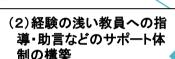
法の検討

の検討

数昌養成課程 のある大学

連携

- (1)教員の専門性向上のため の研修等の機会の充実
- ・ 育成指標への関連づけ
- 経験の浅い担当者に対する 効果的な研修等の検討(授 業見学の機会の確保、医療・ 福祉等の教育分野以外の専 門家の招聘など)等



都道府県 · 政令指定 都市教育委員会

- 域内の相談体制の整理 (窓口の明確化など)
- ・指導的立場の教員による指 導・助言の仕組みの整備

経験の浅い小・中

- 高校等の教員



大学



福祉•医療機関 など(発達障害 者支援センター など)



特別支援学校

アウトプット(活動目標)

指導経験の浅い教員の 専門性向上に係る支援 体制の構築

アウトカム (成果目標)

- ・好事例の周知による他自治体の取組促進
- ・充実した支援体制の整備、継続的に取り組め る体制の構築

インパクト(国民・社会への影響)

用

発達障害の可能性のある児童生 徒等に対しての学びが保障され、自 己の能力を最大限発揮できる共生 社会の実現

委託先:都道府県・指定都市 教育委員会

委託期間:3年間(3年目)

• 件数·単価: 7 箇所×560万円

障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 (特別支援教育に関する実践研究充実事業)

令和4年度要求·要望額

(前在度予質額

22百万円

28百万円)

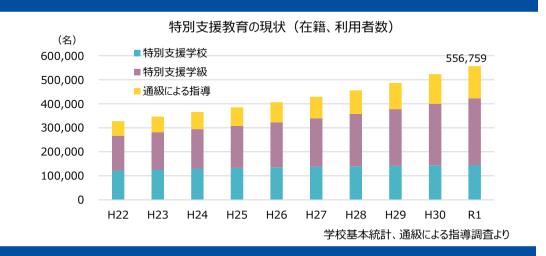
文部科学省

趣旨

近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっている。

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の 推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・研究を行い、特別支援教育の質の向上を図るべく、特別支援教育に関する実践研究充実事業を実施する。

※平成25年度以降、課題テーマを設定して実施。



事業内容

政策課題対応型調査研究(最大3年間)

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

- ①今後の特別支援教育の在り方の検討に資する調査研究
 - :【課題】・知的障害に対する通級による指導の実施、ほか
- ②政策上の課題の改善のための調査研究
 - : 【課題】・教員養成課程の在り方、専門性向上に係る調査研究、ほか指導法の開発
 - ・他機関連携を伴う指導の在り方

• 委 託 先 :都道府県等教育委員会、

大学、

民間団体

• 件数·単価: 3課題×7百万円

アウトプット(活動目標)

- ・政策的に課題となっている事項に ついての知見や事例の獲得
- ・成果を踏まえた政策的課題に係る検討。

アウトカム(成果目標)

- ・モデル事例の周知による他自治体の取組促進。
- ・特別支援学校を中核とした、全ての学校における特別支援教育に係る取組の継続的実施および、知見の蓄積。

インパクト(国民・社会への影響)

全ての児童生徒が障害の有無に関係 なくその能力を発揮できる共生社会の 実現

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和4年度要求·要望額 (前年度予算額 30億円 24億円)



背景·課題

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。

- 医療的ケア看護職員配置事業
- 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、<u>校外</u>学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による看護師の配置を支援

(2,754百万円(2,068百万円))

2,400人分 ⇒ 3,000人分 [拡充]

※登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置に係る経費を計上。

【参考】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行)

- 第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 補助対象等
- ·都道府県·市区町村·学校法人 (幼稚園·小中高校·特別支援学校)
- ·補助割合 国:1/3 補助事業者:2/3

- 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備
- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援 ※☆付初年度から3年限り
 - 1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進 (早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

○ 外部専門家配置事業

個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援 3 4 8

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部·中学部·高等部学習指導要領

第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

アウトプット(活動目標)

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置について支援

アウトカム(成果目標)

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、 医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展 (指標)学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合

(令和3年度:一%(今年度調査予定))

インパクト(国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮で きる共生社会の実現

新たなニーズに対応した体制整備推進事業 (学校における医療的ケア実施体制充実事業)

令和4年度要求·要望額 (前年度予算額 0.4億円



背景·課題

- 近年、<u>医療的ケア児※は年々増加傾向</u>。こうした傾向は特別支援学校のみならず、地域の小中学校等でも見られる。 (※学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等)
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。(令和3年9月18日施行)



→ I 医療的ケア児の受入れ・支援体制の整備及び II 医療的ケア看護職員等の専門性の向上に向けた取組を実施する必要がある。

事業内容

I 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

- 中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方に関する調査研究を実施し、全国へ普及を図る。
- 件数·単価: 10箇所(4箇所×約430万円 6箇所×約120万円) (予定)







Ⅱ 医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発

- 教育委員会が実施する看護師等を対象とした研修の在り方について、自治体における実証を踏まえ検証し、開発した効果的な研修方法について、好事例の横展開を図り、全国の教育委員会の研修を推進。
- 件数·単価:1箇所×約1,500万円(予定)

【Plan】 医療関係者等と連携

した研修方法の検討

(令和3年度:-%(今年度調査予定)

【Do】 自治体における 実証 [Check]

] [Action]

受講者アンケート等による効果検証

成果を周知し、全国の教 育委員会の取組を推進

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について(平成31年3月 初等中等教育局長通知)教育委員会においては、学校に配置する看護師等の専門性の向上を図るために、医療部局や福祉部局等と連携の上、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保すること。

【参考】令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す,個別最適な学びと,協働的な学びの実現〜(答申)(令和3年1月) (4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実:医療的ケアが必要な子供への対応については,安心して学校で学ぶことができるよう,また,その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう,学校長の管理下において,担任,養護教諭,関係する医師,看護師などがチームを編成し,一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していてことが重要である。(略)保健,医療,福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めるアトが必要である。

アウトプット(活動目標)

地域の小・中学校等での医療的ケア児の受入れ、支援 体制の実践事例の創出、医療的看護職員等を対象とし た効果的な研修方法等の開発

アウトカム(成果目標)

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、 医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展 (指標) 学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合 障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮 できる共生社会の実現

インパクト(国民・社会への影響)

新たなニーズに対応した体制整備推進事業

(難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業)

令和4年度要求·要望額 21百万円

コノリリ (新規)



趣旨

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。

現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談等に係る支援体制や必要な情報発信を強化することにより、聴覚障害児に対する支援のさらなる充実が求められている。

事業内容

I. 就学前の教育相談の充実

- ○特別支援学校(聴覚障害)を中核とした教育相談の機能強化
 - ・特別支援学校教師の専門性向上のための専門家(言語聴覚士)の活用
 - ・域内幼稚園・小学校等と連携した効率・継続的な教育相談の在り方の研究
 - ・域内小学校や公立施設を活用した教員の訪問教育相談等の在り方の研究
- ○情報発信の機能強化
 - ・保護者に対し、福祉・医療等も含めた活用可能な支援情報の発信

• 委 託 先 : 都道府県•指定都市

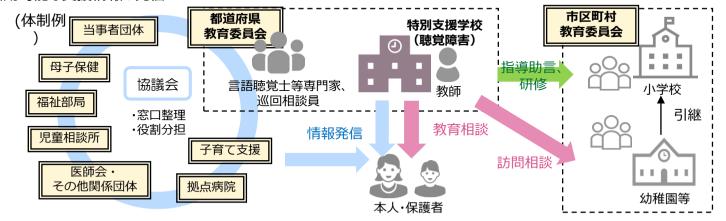
教育委員会

委託期間 : 3年間

• 件数·単価: 4箇所×5百万円

Ⅱ. 切れ目ない支援の充実

- ○幼稚園、小学校等の支援の質向上
 - ・専門家や特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能を活用した幼稚園等や小学校への指導・助言
- ・幼稚園等や小学校の教師向けの研修の実施・開発



アウトプット(活動目標)

・特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、県域をカバーする難聴児の早期支援 体制のモデルの構築

アウトカム(成果目標)

- ・支援モデルの周知による他自治体の取組促進
- ・教育相談の充実(対応件数増、相談者の多様化、関係機関への確実なリファーの実施等)

インパクト(国民・社会への影響)

早期支援が実施され、聴覚の障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生 社会の実現

特別支援教育就学奨励費(負担金·補助金·交付金)

令和4年度要求·要望額 143億円 (前年度予算額 124億円)



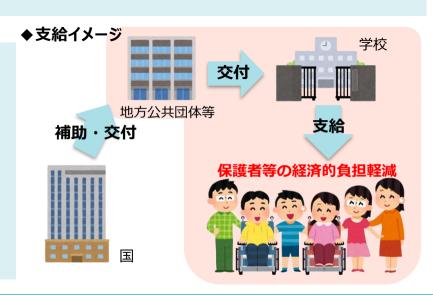
背景·現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、<u>国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行う</u>ことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、<u>特別支援学校及</u>び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児 <u>童生徒の保護者等の経済的負担を軽減</u>するため、<u>保護者等の経済状</u> 況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

- ●R4予算における制度の拡充
 - ・オンライン学習通信費の単価上限引上げ 12千円/年→15千円/年



支援 対象

国公私立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒

国公私立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒

補助 対象 費目 教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費等

実施主体

国(国立大学法人) 都道府県・市町村(特別区含む) 負担 割合 国 1/2 (国立分は10/10) 都道府県・市町村 1/2

特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

令和4年度要求・要望額 (事項要求)



背景・課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3つの密を避ける行動が求められているが、特別支援学校のスクールバスにおいては、 幼児児童生徒の安全上の観点から換気が行われにくく、長時間3密となる恐れがあり、また、重症化リスクの高い医療的ケア児等が 乗車している場合があるなど、スクールバスでの感染リスクの低減を図るため、対策を講じる必要がある。

学校設置者が感染リスクの低減を図るため、スクールバスの少人数化を図る取組等を支援

学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化することが想定される中、各学校における感染及びその拡大リスクを 低減させながら、子供の学びを保障することが重要であり、引き続き、令和4年度においても、特別支援学校のスクールバス の感染リスクの低減を図る取組に対して支援を行う。

事業内容

学校設置者が、スクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、以下の取組を実施する場合、その経費に対し支援を行う。

(1)スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組 分散登校に伴うスクールバスの運行回数の増や、運行台数の増、大型化 など





(2)スクールバスに乗車する医療的ケア児等の罹患を防ぐための取組

重症化リスクの高い医療的ケア児等に対し、スクールバスの代わりとして福祉タクシー等で通学を行う

対象 校種

国公私立の特別支援学校

実施主体

特別支援学校を設置する都道府県、市町村 (特別区を含む)、国立大学法人、学校法人

補助対象 経費 スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料 運転手、介助員の報酬 等

補助 割合 国 1/2 (国立分は10/10) 都道府県・市町村・学校法人 1/2

令和4年度地方財政措置要望の状況(主要事項)抜粋



単独事業

◇特別支援教育支援員の配置に係る経費【継続・拡充】(要望額:約821億円) 障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員 の配置に必要な経費について要望。



<普通交付税>

◇特別支援学校におけるスクールバス購入費等経費【継続・拡充】 (要望額:約265億円)

特別支援学校でのスクールバスの運行に必要なスクールバス購入費や運行経費を要望。 <普诵交付税>



補助事業

- ◇切れ目ない支援体制整備充実事業【継続】
 (要望額:国費約30億円、地方負担額約60億円)
- ①特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目 ない支援体制整備、
- ②医療的ケア看護職員、外部専門家等の配置に要する経費について要望。 〈普通交付税〉



3. 最近の動向について

① 新しい時代の特別支援教育の在り方について

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(令和元年9月6日設置)



趣旨

○ 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途



医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、有識者会議を設置

○ こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な

支援の重要性がますます向上

(検討事項の具体例)

新しい時代の 特別支援教育の 方向性・ビジョン 障害のある 子供た5への 指導の充実 教員の専門性の 整理と 養成の在り方

特別支援教育の 枠組み 幼稚園・ 高等学校段階に おける学びの場。

【主な検討事項】

(1)特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方

(2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

【委員】 朝日	滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長	滝口	圭子	金沢大学学校教育系教授
		(~令和2年6月18日)	竹中	ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
阿部	一彦	日本障害フォーラム代表	田村	康二朗	東京都立光明学園統括校長
石橋	恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、	成澤	俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
		武蔵野東小学校中学校統括校長	野口	晃菜	株式会社LITALICO執行役員·LITALICO研究所長
市川	宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	東内	桂子	広島県立呉南特別支援学校校長(令和2年6月19日~)
市川	裕二	東京都立あきる野学園校長(令和2年4月1日~)	日詰	正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
一木	薫	福岡教育大学教授	廣瀬	尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長
大出	浩司	学校法人大出学園理事長·若葉高等学園校長			(~令和2年3月31日)
○岡田	哲也	二松學舍大学教授	佛坂	美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
片岡	聡一	岡山県総社市長	松倉	雪美	富山県立ふるさと支援学校長
金森	克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	真砂	靖	弁護士
川髙	寿賀子	京都府立宇治支援学校長(~令和2年3月31日)	⊚宮﨑	英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
菊池	桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授(~令和2年5月31日)	山口	正樹	神奈川県立上溝高等学校長
北村	宏美	香川県教育委員会事務局	山中	ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会長、
		特別支援教育課長(令和2年4月1日~)			東京都調布市立飛田給小学校長
木村	浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	吉藤	健太朗	株式会社オリィ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター

【オブザーバー】

熊谷 晋一郎

梅澤 敦 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事

西牧 謙吾 国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長

河村 のり子 厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長

東京大学先端科学技術研究センター准教授

(令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)

(◎:主査、○:主査代理)(令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

令和3年1月



I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。

- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
- ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、 連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

- ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
- ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

Ⅱ. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書(知的障害者用)の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能(他の学校への支援)の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別の教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の 提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくり を研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位 の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の 見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、 免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化(項目の標準化に向けた参考となる資料の提示)

4. 関係機関の連携と情報の共有

・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体 的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位 置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

- 3. 最近の動向について
- ②『障害のある子供の教育支援の手引』について

「障害のある子供の教育支援の手引」(概要)



ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「一貫した教育支援」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「<mark>教育的ニーズ</mark>」に係る基本的な 考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、就学先決定等のモデルプロセスを再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性

2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援

3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種でとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス(①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し) に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動(①)

・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス(②)

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
- 特別支援学級と通級による指導等との関係について
- 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
- ・障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス(③)

・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、 具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ~相談担当者の心構えと求められる専門性~

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を具体的に提示。
- ・障害種別※に、それぞれの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱·身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

- ※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。
- ※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「個別の教育支援計画」の参考様式を提示。



就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実



【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告(抜粋)】

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

(きめ細かな就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援)

- 障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援については、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、極めて重要である。各市町村教育委員会における子供たち一人一人に応じたきめ細かい支援をより一層充実させるため、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考となるよう国が作成している教育支援資料の内容を充実する必要がある。
- その際、例えば、
 - ・特別支援学級や通級による指導,通常の学級等の学びの場の判断について,教育支援委員会を起点に様々な関係者が多角的,客観的に検討すること。その際、引き続き、本人や保護者の意向を可能な限り尊重すること
 - ・必要に応じ、都道府県教育委員会や特別支援学校が市区町村教育委員会等の求めに応じた専門的助言等を行うこと
 - ・特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒の障害の程度等をより具体的な形で分かりやすく示すとともに、障害の程度等を 参考に特別の教育課程を検討する際の視点を解説すること
 - ・教育委員会が示す就学先と保護者の意向が合致しない場合の調整の場の在り方について検討すること。その際、調整の場については、様々な形態が考えられるが、法律の専門家等の参加も考えられること
 - ・特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による指導の対象とすることを検討することもありうること等を示すことが考えられる。
- これらに加え、今後更に、継続的な研修の実施や周辺自治体との情報共有等により就学相談担当者等の専門性向上を図ることも重要である。その際、特別支援教育に関する基礎的な内容はもとより、教育と福祉、医療、労働等の関係部局や期間と連携しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法などの関連する法制度等、関連する幅広い内容を分かりやすい形で示していくことが重要である。

【教育支援資料】

各市町村教育委員会において就学手続に携わる者が、手続きの趣旨や内容について十分に理解し、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援を行うための参考資料。文部科学省において、平成25年10月に発行。

「障害のある子供の教育支援の手引」 (一部抜粋)



- 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス
- 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス
- 5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討
- (4)特別支援学級と通級による指導について
- ① 特別支援学級と通級による指導等との関係について

(略)なお、小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間35単位時間から280単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、週当たりに 換算すると、1単位時間から8単位時間程度まで、通常の学級以外での特別な指導を行うことができることとなっている。このため、例えば、特別支援学級 に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での 自立活動における特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通 級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべきである。

② 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については,通常の学級に在籍する子供と共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要である。そのため,特別支援学級の子供が,特別支援学級に加え,同じ学年の通常の学級にも在籍し,通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し,子供一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ,ホームルーム等の学級活動や給食等について,可能な限り共に行うことが必要である。

また、教科学習についても、子供一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。

<u>このような交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している子供が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参</u>加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。

なお、実施に当たっては、特別支援学級において当該子供に編成した教育課程の目的が達成されるよう、当該子供を担当する教員等が適切な指導を行いながら、実施する必要があり、指導体制が整わないまま実施することは不適切である。(略)

7 市区町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

(3) 就学先の決定

(略)より広域的な観点では、市区町村ごとに、就学先についての判断や考え方にばらつきがある状況は、子供一人一人の教育的ニーズに基づいて就学先を検討するという基本からは好ましいこととは言えず、このような状況を避けるためにも、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会等の求めに応じた助言等を行うなどして判断の客観性を確保することが必要である。

8 都道府県教育委員会等における教育相談体制の整備

(略)地域によっては、特別支援学級や通級による指導、通常の学級等の学び場の判断について、十分な検討が行われることなく安易に、教員が確実に配置される特別支援学級が選択される事例があるとの指摘がある。都道府県教育委員会においては、そうした指摘があることにも留意しつつ、本手引に記載の内容や、域内の各市区町村の特別支援学級の設置状況や通級による指導の実施状況等を踏まえながら、必要に応じて、就学決定前の指導・助言を行うとともに、就学先決定後においても、それぞれの学びの場で編成されている教育課程の内容や子供一人一人の指導の状況等を把握するなどし、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことが求められる。

- 3. 最近の動向について
- ③医療的ケア児への支援について

第16回 (R2.10.5)

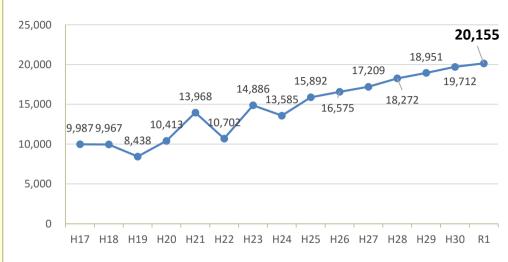
資料4

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児(在宅)は約2.0万人〈推計〉



- 歩ける医療的ケア児から寝た きりの重症心身障害児※1まで いる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要例)気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等
- ※1: 重症心身障害児とは重度の知的障害と 重度の肢体不自由が重複している子ども のこと。全国で約43,000人(者も含まれて いる)。[岡田.2012推計値]

在宅の医療的ケア児の推計値(O~19歳)



(厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成)



* 画像転用禁止

| 第五十六条の六第二項

児童福祉法の改正 (平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある 障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、<u>保</u> 健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措

置を講ずるように努めなければならない。」

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為) を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

立法の目的

- ○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- ○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切 な支援を受けられるようにすることが重要 な課題となっている
- ⇒<u>医療的ケア児の健やかな成長</u>を図るととも に、その<u>家族の離職の防止</u>に資する
- ⇒<u>安心して子どもを生み、育てることができ</u> る社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
 - に
 取入限に
 即慮し
 フン週切に
 行われる
 教育に
 係る
 又接
 寺
 の
 を
 疾
 的
 ケア
 児
 で
 なく
 なった
 後
 に
 も
 配慮した
 支
 援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の青務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

支

措

置

○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援

- ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- ○保育所における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- ○学校における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等の配置

医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う事

施行期日:公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年9月18日) 検討条項:法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

小学校等における医療的ケア実施支援資料~医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために~

○ **学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等**(以下「医療的ケア児」という。) **は年々増加**するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、**医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある**。

背黒

- ○「学校における医療的ケアの今後の対応について(平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知) |
 - → 喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、**小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを** 実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す
- 令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立 (国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。)

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

「小学校等における医療的ケア実施支援資料~医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために~」

第1編 医療的ケアの概要と実施者

医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

第1章 医行為と医療的ケアとは

第2章 学校における医療的ケアの実施者

第2編 学校における受け入れ体制の構築

小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

第1章 実施体制の整備

第2章 市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築

第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう 医療的ケアの状況等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

第1章 喀痰吸引

第2章 人工呼吸器による呼吸管理(酸素療法を含む)

第3章 気管切開部の管理

第4章 経管栄養

第5章 導尿

第6章 人工肛門(ストーマ)の管理

第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ <u>医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等について充実して示された「障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~」を参照すること。</u>



詳細はこちら(文部科学省HP)®

学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組



医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあり、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行も踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について(H31.3.20 初等中等 教育局長通知)

• 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ (平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



小学校等における医療的ケア実施支援資料~医療的ケア児を安心・安全に受け 入れるために~

• 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。 医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具 体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

• 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)

• 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。







学校における教職員によるたんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

• 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



医療的ケア







医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

• H29~R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について

学校における医療的ケア実施体制構築事業

• R3~:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について



3. 最近の動向について

④学校教育法施行規則の一部改正について

学校における新たな支援スタッフの学校教育法施行規則への位置付けについて

佘和3年9月 文章科学省

①学校における働き方改革の推進

②GIGAスクール構想の着実な実施

③④医療的ケアをはじめとする 特別な支援を必要とする児童生徒等への対応 ①教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)

②情報通信技術支援員(ICT支援員)

③医療的ケア看護職員

4特別支援教育支援員

を学校教育法施行規則に位置付け、配置を促進

1教員業務支援員

- 教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、資料準備や印刷、帳合、採点補助、消毒をはじめ教員の業務の支援に従事。
- 9.600人の配置経費を措置。今後、学校に標準的に配置されるべき支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

のため

教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

②情報通信技術支援員

- 教員のICT活用(授業、校務等)の支援に従事。
- 8,000人の配置経費を措置。今後、GIGAスクール構想の本格実施にあたり学校にとって不可欠な支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。

③医療的ケア看護職員

- ◆特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアに従事するために看護師等が配置。
- 2,400人の配置経費を措置。医療的ケア児が学校で安心して学べる環境整備にために必要不可欠なスタッフとなっている。

医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、 喀痰吸引その他の医療行為をいう。)を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

4特別支援教育支援員

- 食事、排せつ、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポートに従事。
- 66,000人の配置経費が措置されており、必要不可欠な支援スタッフとなっている。

特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

その他

※今回の改正にあわせて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの規定を幼稚園にも準用させる

7月16日 パブリックコメント開始 8月23日 公布・施行 参考: 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第四節 職員

第64条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

第65条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。

- 3. 最近の動向について
- ⑤特別支援学校設置基準について

特別支援学校設置基準の概要



趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編成の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①特別支援学校を設置するために必要な最低の基準とするとともに、②地域の実態に応じた 適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定することを基本方針とする。

主な内容

他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆構成(総則、学科(高校)、編制、施設及び 設備、別表(校舎・運動場の面積))
- ◆趣旨(学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない)【1条2~3項】
- ◆経過措置(編成並びに施設及び設備に係る 規定の施行の際、現に存在する学校の編成等に ついては、当分の間、なお従前の例によることがで きる)【附則2条】

特別支援学校に特有の内容

- ◆高等部の学科の種類(例 視覚障害:理療・理学療法、聴覚障害:歯科技工等)【3~4条】
- ◆一学級の幼児児童生徒数(幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、 重複障害3人以下)【5条】
- ◆教諭等の数等(相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等)【7~12条】
- ◆校舎に備えるべき施設(自立活動室等)【15条】
- ◆校舎の面積(学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定)【14条、別表】
- ◆運動場の面積(学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定)【14条、別表】

等

等

その他の内容

- ◆学校教育法施行規則の一部改正(120条~123条の削除等)
- ◆特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

(参考) 今後のスケジュール 令和3年9月中 公布 令和4年4月1日 施行 令和5年4月1日 施行(編制、施設及び設備)

3. 最近の動向について

⑤通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(仮称)の実施について

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援 を必要とする児童生徒に関する調査(仮称)の実施について



<目的>

○通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の実態と支援状況を把握し、今後の施策の在り方 の検討資料とする。

くこれまでの調査結果>

H14調査: 6.3%・・・全国 5 地域の公立小・中学校 H24調査: 6.5%・・・全国の公立小・中学校(岩手・宮城・福島の 3 県を除く)

※本調査は担任教員等がチェック項目に記入した回答に基づくものであり、医師による診断によるものではない。 従って、本調査結果は発達障害のある児童生徒の割合等を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を示している。

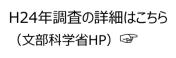
く調査項目>

- (1) 調査対象: 公立小・中・高等学校を対象に学校を抽出。(各600校程度を予定)
- (2)調査内容:抽出された学校から ①学習面又は行動面に困難のある児童生徒の在籍状況 ・学習面や行動面に関する判断項目での該当の有無を調査
 - ②当該児童生徒についての支援状況を調査
 - ・通級による指導の利用状況
 - ・特別支援教育支援員などの人的支援状況

 - ・個別の配慮・支援の状況
 ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用状況 など

く今後の予定>

- ○有識者会議を開催し、具体的な調査項目・実施方法等について検討。
- ○令和3年度中に調査を実施予定。





- 3. 最近の動向について
- ⑥教員の専門性向上について

特別支援教育の免許状制度



- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭 免許状を有していなければならない。
 - ※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別 支援学校の教員になれることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)の特別支援教育領域を定めて授与される。現職教員として勤務経験を加味し習得単位数を軽減することや、免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能。

【教職課程】大学等における単位

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		二種 免許状	一種・ 専修 免許状			
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			2			
	第二欄	特別支援教育領域に 関する科目 (※)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目	8	16			
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の教育課程及び指導法に関する科目	0				
	第三欄	免許状に定められる こととなる特別支援 教育領域以外の領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目	3	5			
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の教育課程及び指導法に関する科目	3				
	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習			3			
	計			16	26			

【現職教員】 勤務年数 + 軽減された単位

	二種	一種	専修
	免許状	免許状	免許状
必要となる 免許状	幼、小、中、	特別支援学	特別支援学
	高の教諭の	校教諭二種	校教諭一種
	普通免許状	免許状	免許状
教諭としての勤務年数	3年 ※幼小中高で の勤務含む	3年	3年
必要習得 単位数	6	6	1 5

(※) 視・聴は8単位(二種は4単位)、知・肢・病は4単位(二種は2単位)以上

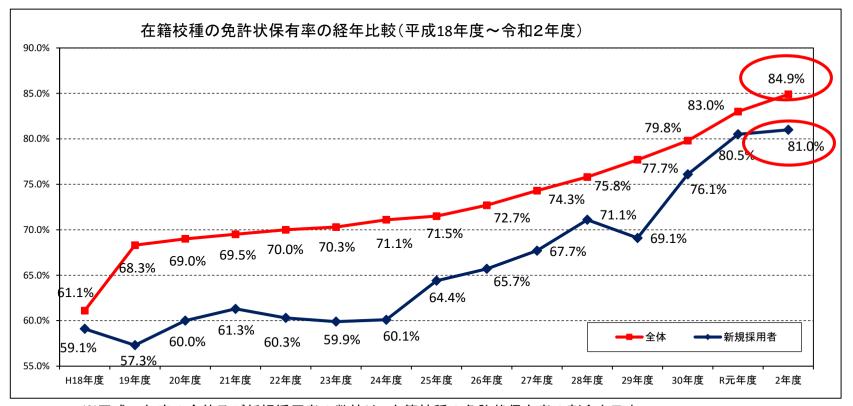
○ 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等 の法令上の規定はない。

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて



(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

- ○免許状保有率:84.9%(令和2年度) ⇒ 本来保有すべきもの ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)
 - 特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率は上昇傾向
 - ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

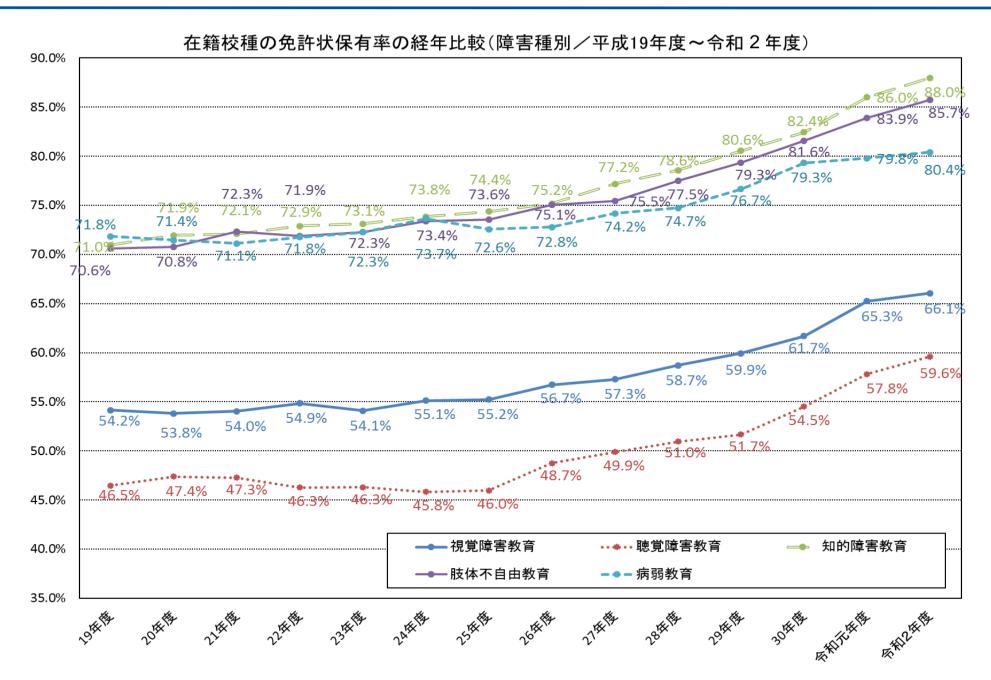


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」 を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭 免許状を保有している割合:31.2%

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

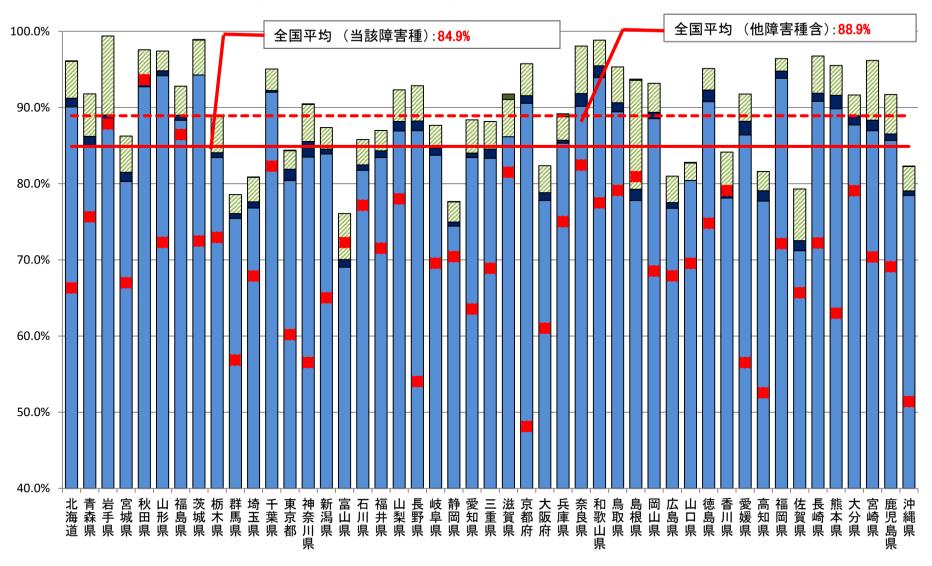




特別支援学校教諭免許状の保有状況について



公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



━━━ 当該障害種(特別支援学校教諭)

■■■ 当該障害種(自立教科等)

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜(答申)(中教審第228号)(特別支援教育部分)



4. 新時代の特別支援教育の在り方について

【基本的な考え方】

- 特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化。
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進

【特別支援教育を担う教師の専門性向上】

①全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- ●障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫の検討
- 教師が必要な助言や支援を受けられる体制の構築、管理職向けの研修の充実
- ●都道府県において特別支援教育に係る資質を教員育成指標全般に位置づけるとともに、体系的な研修を実施

②特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- ●個別の指導計画等の 作成指導、関係者間の連携の方法等の専門性の習得
- ◆OJT やオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実、発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
- ●小学校等教職課程において特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ●特別支援学校教諭免許取得に向けた免許法認定講習等の活用

③特別支援学校の教師に求められる専門性

- ●幅広い知識・技能の習得、専門的な知見を活用した指導、複数障害が重複している児童生徒への対応
- ●広域での研修や人事交流の仕組みの構築、教員養成段階における内容の精選やコアカリキュラムの策定
- ●特別支援学校教諭免許状取得に向けた国による教育委員会への情報提供等の促進、免許法認定通信教育の実施主体の拡大検討

特別支援教育を担う教師の専門性向上(特別支援学校の教師)



【令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜 (答申)(中教審第228号)(抜粋)】

- (3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上
 - ③特別支援学校の教師に求められる専門性

(略)

○さらに 広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築などのほか、養成段階では現在の総単位数の中で、特別支援学校学習指導要領等を根拠に、特別支援学校の教師として押さえておくべき内容を精選するとともに、発達障害など全ての学校種で課題となっている内容についても学べるよう、内容を再検討することが必要である。あわせて、特別支援学校教諭の教職課程の質を担保・向上させるため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。

特別支援学校の教職課程【26単位】



特別支援 学校教員



等教員

教育実習

専門の障害種及び専門 以外の障害種に関する こと

全障害種に共通する理論

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒 に対する理解 【1単位以上】

小学校等の教職課程

①教職課程の内容を整理し、特別支援学校学習指導要領を根拠とする内容(自立活動に関すること等) や発達障害を明確に位置づけ

②特別支援学校の教職課程コアカリ キュラムを策定

- ※コアカリキュラムとは教職課程で共通的に修得すべき資質能力として、教職課程を構成する科目に含めることが必要な事項ごとに到達目標等を示したもの。小学校等の教職課程の大半の科目について作成されている。
- ③学修の成果を高める工夫(例えば事例共有等)

【参考】

小学校等の教職課程コアカリキュラム(抄)

事項:特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

到達目標:

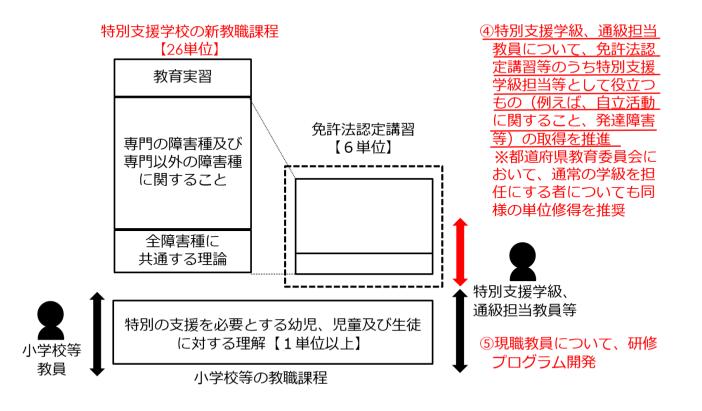
- 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や什組みを理解している。
- 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
- 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む 様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の 困難について基礎的な知識を身に付けている。

特別支援教育を担う教師の専門性向上(特別支援学級、通級による指導の担当教師)



【令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜 (答申)(中教審第228号)(抜粋)】

- (3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上
- ②特別支援学級 通級による指導を担当する 教師に求められる特別支援教育に関する専門性 (略)
- ○また、現職の特別支援学級や通級による指導の担当教師については、特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習 等を活用し、例えば自立活動や発達障害に関する事項など特別支援学級担当等の資質向上に資する知識技能等の修得を促すこと が必要である。 さらに 都道府県教育委員会においては 研修の一環として通常の学級を担任する者に対し 免許法認定講習を活用した 単位の修得を推奨することも考えられる。



- ※教育職員免許法には、都道府県教育委員会 (授与権者)が行う検定によって教員免許状 を授与する制度がある。本制度を通じて、現在、 小学校等の普通免許状保有者が特別支援学校の二種免許状を取得する例が多くがあるが、 この場合、①特別支援学校の教員(小学校等 の教員を含む)としての勤務証明を要する在職 年数3年、②免許法認定講習等において修得 を要する単位数6単位が必要であり、都道府 県教育委員会等において免許法認定講習等 が行われている。
- ※免許法認定講習等とは、一定の教員免許状を有する現職教員の方が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習等のこと。

4. 参考情報

自治体で活用いただける事例を紹介しています。 是非御参照ください。

インターネットによる講義配信

NISE 学びラボ ~特別支援教育eラーニング~

https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online

登録者数: 個人登録7.918件、団体登録169件(令和3年7月2日現在)

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

【コンテンツの特徴】

利用可能機器:パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間:1コンテンツ 15分~30分程度

対象:教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等

特別支援教育に関心のある者全て

※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。

講義コンテンツ分類(計150コンテンツ)

① 特別支援教育全般

44コンテンツ

② 障害種別の専門性

91コンテンツ

③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 15コンテンツ

さらに!団体登録により研修プログラムが設定できます!

教育委員会等の機関が主催する研修等で、 受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定で きます。修了者には視聴証明書を発行します。



(研修プログラム一覧)

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任に なったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に:本人·保護者に寄り 添った指導·支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 National Institute of Special Needs Education

令和4年度 発達障害教育関係事業(国立特別支援教育総合研究所)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、教員や保護者をはじめとして幅広い国民に発達障害に関する最新の情報について提供し理解啓発を推進するとともに、教育現場で必要な基本的な知識と指導・支援に関する情報を提供しています。

■家庭と教育と福祉との連携に係るこれまでの取組

平成30年3月に文部科学省、厚生労働省によりまとめられた「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」を受けて、国立特別支援教育総合研究所では、国立障害者リハビリテーションセンターや国と連携しながら各種取組を実施。

<平成30年度> 家庭と教育と福祉の連携 「トライアングル」プロジェクト報告 (厚生労働省・文部科学省)

く令和元年度>

教育や福祉の分野において 発達障害者の支援に当たる 者に対する研修を行うための 研修カリキュラムの検討

<令和2年度>

- 研修カリキュラムの実践的検証
- ・研修カリキュラム活用に向けた 「実施ガイド」「ポータルサイト」 による情報発信」の検討

<令和3年度>

- ・研修カリキュラムの検証
- 「実施ガイド」の提案
- ・ポータルサイトの構築
- ・eラーニングコンテンツの作成

■令和4年度:これまでの成果(研修カリキュラムの検証、実施ガイド、ポータルサイト等)も生かした啓発・普及活動の一層の推進

成果普及のためのセミナー の開催

【目的】

これまで取り組んできた各種成果に 関する啓発・普及を通して、発達障害 のある子供の一貫した支援体制の構築 を推進する。

【対象】教員、教育委員会等

【内容】

研修カリキュラム活用事例の紹介 実施ガイド、ポータルサイト、 e-ラーニングの紹介など

医療・保健・福祉・労働と連携した切れ目ない支援のための情報発 信

WEBサイト等を通じて広く発達障害に関する情報普及活動に取り組む。これまでの発達センターWebサイトに加え、令和3年度に、厚生労働省、文部科学省、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携して発達障害ナビポータルを開設し、その普及・充実を図る。



発達障害ナビポータル (一般向けサイト)



発達障害に関する教材・教具 の展示室を通じた理解啓発

施設内に常設している「発達障害教育推進センター展示室」において、ライフステージに応じた教材・教具や支援・ツールの展示、パネル展示を考図書・映画の紹介、体験的な理解ができるコーナへのとを設置し、施設見学者へのどを設置し、施設見学者のの説明やWeb上での紹介を通りて、発達障害に関する理解の充実を進める。

特別支援教育に関する調査研究(令和2年度)



●発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援の充実を図るため、

- ・通常の学級や通級による指導において経験の浅い担当教員等を支援するための体制構築等に関する研究
- ・学習上のつまずきなどに対する教科指導の方向性の在り方等の研究
- ・通級による指導の担当教員等に対する研修体制の在り方や必要な指導方法等に 関する研究
- ・児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の提供に関する研究

を実施

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/tokubetu/main/006/h30/1420861 00005.htm

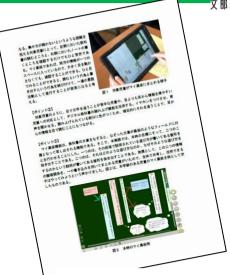
●学校と福祉機関の連携支援事業

全国の他自治体において波及可能な、学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルを作成し、公表

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/tokubetu/main/006/h3 0/1420894 00004.htm

● 学校における医療的ケア実施体制構築事業

- ・酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について調査研究を実施。
- ・学校においてはじめて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる 研修プログラムを作成。



例:東京学芸大学(発達障害 の可能性のある児童生徒等に 対する教科指導法研究事業)



例: 兵庫県教育安員会 (学校と福祉機関の連携支援事業)

特別支援教育に関する調査研究(令和2年度)

●特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

特別支援学校教職員等の資質向上と特別支援学校教諭等免許状の保有率向上の 観点のため、教育職員免許法に基づく免許法認定講習、免許法認定公開講座又は 免許法認定通信教育を大学において実施

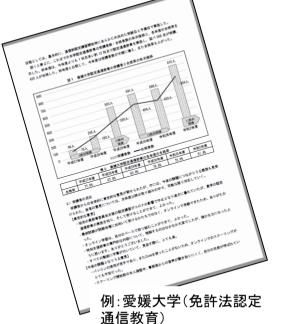
●特別支援教育に関する実践研究充実事業

- ・幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践的な研究
- ・新しい特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・分析
- https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/tokubetu/main/006/r01/1422738 00001.htm

●保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

乳幼児教育相談マネージャーの活用などを通じた聴覚障害に係る乳幼児教育相談の 充実に取り組む

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/tokubetu/main/006/r01/1422804 00005.htm



| 「日本の大学 | 日本の大学 |

例:静岡県教育委員会(聴 覚障害の乳幼児教育相談 の充実)

特別支援教育

令和3年夏 第82号

発行日:年4回刊行 3·6·9·12月 第82号価格:900円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の特別支援教育の総合情報誌

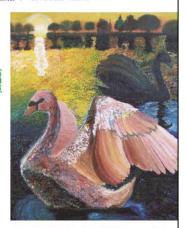
関係者必携

特別支援教育



教誓

推進に向けて 特別支援教育の 新しい時代の



[特集]

教育支援資料の改訂

- □「障害のある子供の教育支援の手引」及び「小学校等における医療 的ケア実施支援資料」
- □ 視覚障害の状態等に応じた教育的対応
- □ 知的障害の状態等に応じた教育的対応
- □ 自閉症状態等に応じた教育的対応

巻頭言「新しい時代の特別支援教育の推進に向けて」

文部科学省初等中等教育局長 瀧本 寛氏

- 〇連載「我が校のカリキュラム・マネジメント」
- 〇子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/ 教育委員会の取組/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店 最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読もすることができます。
- ◆東洋館出版社 年間定期購読を受け付けております。 TEL03-3823-9206

http://www.toyokan.co.jp/search/g2797.html

◆インターネットからも購入することができます。

